

社会福祉法人ひまわり福祉会
訪問介護重要事項説明書別表

ひまわり園ホームヘルプステーション利用料金表

2024 年 4 月 1 日 改定

(1) 介護サービス基本料金

介護保険給付によるサービスの利用料は、サービスの種別（身体介護または生活援助）、提供時間及び時間帯等により決定します。また、事業所の体制等が加算要件に該当すれば、その分基本料金に上乗せとなります。

利用料の自己負担額は、「介護保険・負担割合証」に記載された負担割合に応じて決定します。

料金単価の設定は、介護保険法により定められています。制度改定により単価が変更する場合がありますのでご了承ください。

負担割合の判定基準		負担割合
第 1 号被保険者（65 歳以上）の方が世帯に 1 人の場合（単身者含む）	第 1 号被保険者（65 歳以上）の方が世帯に 2 人以上の場合	
●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 340 万円以上	●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 463 万円以上	3 割
●本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 280 万円以上 ●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 280 万円以上 340 万円未満	●本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 346 万円以上 ●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 346 万円以上 463 万円未満	2 割
●第 2 号被保険者 ●市区町村民税非課税世帯 ●生活保護受給者 ●本人の合計所得金額が 160 万円未満 ●本人の合計所得金額が 160 万以上 220 万円未満かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 280 万円未満	●第 2 号被保険者 ●市区町村民税非課税世帯 ●生活保護受給者 ●本人の合計所得金額が 160 万円未満 ●本人の合計所得金額が 160 万以上 220 万円未満かつ世帯の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 346 万円未満	1 割

基本料金（1回につき）

サービス種別	サービス所要時間	1割負担の利用料金
身体介護中心型	20分以上 30分未満	244 円
	30分以上 1時間未満	387 円
	1時間以上 1時間 30分未満	567 円
	以後 30分を増すごとに算定	82 円
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合、所要時間 20分から起算し 25分増すごとに算定	65 円 (※上限 195 円)
生活援助中心型	20分以上 45分未満	179 円
	45分以上	220 円

加算

加算名	要件	1割負担の場合
特定事業所加算Ⅱ	① 訪問介護員の研修計画と実施 ② 訪問介護員の技術指導会議の定期開催 ③ サービス提供責任者と訪問介護員の連携 ④ 訪問介護員の健康診断の実施 ⑤ 緊急対応方法の明示 ⑥ 介護福祉士が 100 分の 30 以上配置	10%
緊急時訪問介護加算 ※該当者のみ算定	居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護を利用者等から要請を受けて 24 時間以内に行った場合	100 円／回
初回加算 ※該当者のみ算定	新規の訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を提供または同行訪問した場合	200 円／月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	賃金改善計画の策定及び介護職員処遇改善計画の行政提出、実績報告の行政提出等、要件を満たした場合。	13.7% ※ 2024 年 5 月末まで
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	賃金改善計画の策定及び介護職員等特定処遇改善計画の行政提出及び実績報告等、要件を満たした場合。	6.3% ※ 2024 年 5 月末まで
介護職員等ベースアップ等支援加算	賃金改善計画の策定及び介護職員等特定処遇改善計画の行政提出及び実績報告等、要件を満たした場合。	2.4% ※ 2024 年 5 月末まで
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等の賃金改善の実施、及び所定の届出を行う等、要件を満たした場合。	24.5% ※ 2024 年 6 月 1 日から

※処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の算定対象外になります。

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、介護保険の適用外となります。超過分の利用料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

(3) その他の費用

サービスの種別	内容	自己負担額
通常実施地域外交通費	訪問の通常実施地域（出雲市内）を越えて訪問した場合	50 円／1 k m

(4) キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金の100%（自己負担相当額）をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(5) 支払方法

利用料の支払いは、月末締め翌月18日、金融機関口座引き落としを原則とさせていただきます。